

◆下水道と浄化槽の使用について◆

下水道や浄化槽は、トイレ、風呂、台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、海や川などへ放流するための施設です。大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、適正な使用と管理をお願いします。

◇下水道を正しく使いましょう。

☆トイレでは

トイレットペーパー以外のものは流さないで

水に溶けないティッシュペーパーや生理用品、タオルなどを流すと下水道管が詰まる原因になります。

☆台所では

野菜くずや油は流さないで

野菜くずや油（下水道管の中で固形化します）は、下水道管の詰まりや処理場での汚水処理の妨げの原因になります。

野菜くずは三角コーナーなどで回収してください。また、油は新聞紙などで吸い取り、燃えるゴミとして出してください。

※使用済みのでんぷら油は、町営清掃工場でも受入れします。（詳しくは広報9月号15ページをご覧ください）

☆その他

ガソリン、灯油、アルコール類などの揮発性の高い危険物を流すと下水道管の中で爆発を起こす原因となりますので絶対に流さないでください。

◇浄化槽の適正な管理をお願いします。

浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として適正な管理をお願いします。

定期的に必要な管理作業等

- ① 保守点検（年3～4回以上※、県知事登録の保守点検業者に依頼）
- ② 清掃（年1回以上※、町長許可の清掃業者に依頼）
- ③ 法定検査（年1回、指定検査機関・（財）鳥取県保健事業団に依頼へ ☎23-48433V）

※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。

◎引越し等で浄化槽管理者が変更になったとき、浄化槽を廃止したとき等は、環境水道課までご連絡ください。



【タオルがマンホールポンプに絡みつき故障が発生！】

本年度に入ってから、異物の流入によるマンホールポンプの故障が頻発しています。

1回の故障で6万円程度の復旧費用が必要となります。

問い合わせ先

環境水道課 上下水道係

☎73-11567

人権学習 シリーズ 91

人間力を基盤にした暮らし方の中で

今年は甚大な被害をもたらした天災が多いように思います。1月は鳥取県西部を中心にした記録的な豪雪。3月は国難とも称せられた東日本大地震。9月は日本列島を大雨や強風が襲った台風です。

自然の猛威はかけがえのない命や大切な財産を容赦なく奪い去り、被災地をむごたらしい有様になりました。

しかし、被災された方々は苦境を耐えるだけでなく、家族や近所の顔見知りの方々と心を寄せ合い・互いに励まし支え合う等、人間が内在している力を発揮する中で現実を直視し、前を向いて必死に歩まれています。

また、地域の特性に起因する様々な自然災害に対し、

「避難する・逃げる」等、自分の命は自分で守る力を身につけることを目指した防災意識の育成が求められています。

そのヒントは、日本のどこにでもみられた人を思いやり支え合う優しさ等、人間に本来備わっている力（人間力）を基盤にした数十年前の生活・暮らしにあるかもしれません。

例えば、地域の道端や路地で出会った際の挨拶や声かけの励行、おすそ分け、米や調味料の貸し借り等、“垣根越しのお付き合いやお口汚し”の程良い関係を思い出します。

昔から「天災は忘れた頃にやってくる」といわれてきましたが、深入りしすぎない程良い近所付き合いや地域の絆を深め強く結び合う中で、天災発生後すぐさま避難できる環境を整えることが大切です。

天災や人災を人間の叡智と人間本来の生活の仕方でも乗り越えていきたいものです。（人権教育推進員）